

# パナソニックグループ 木材グリーン調達ガイドライン

## 方針

パナソニックグループは、生物多様性によってもたらされる自然のめぐみ(生態系サービス)の重要性を認識し、「環境面で保護価値の高い森林の保全」「木材資源の持続可能な利用」に寄与する木材・木質材料<sup>\*注1</sup>の調達を取引先と協力して推進します

着実な推進と取り組みの見える化を促進するため、調達する木材・木質材料について以下の3つの区分を設定し、区分1と2のウエイトを高めるとともに、区分3のウエイトを削減します

### [区分1] 優先調達に努める木材・木質材料

#### A. 適切に管理された森林から産出された木材・木質材料

- (a) 環境面で保護価値の高い森林を破壊していないことを第三者から認証された木材・木質材料
- (b) 持続可能な森林経営を実施していることを第三者から証明された木材・木質材料
- (c) 適切に管理された国産木材・木質材料

#### B. 木質系再生資源

- (a) 市場で使用済みの木材・木質材料  
(例) 建築解体木材、使用済み梱包材
- (b) 未利用・二次利用の木材・木質材料  
(例) 合板・製材工場から発生する端材等の残材、かん木及び小径木(間伐材を含む)、二次利用材<sup>\*注2</sup>等

### [区分2] 調達適合とする木材・木質材料

- A. 伐採時の合法性が確認された木材・木質材料
- B. 業界団体等によって合法性の認定が得られている木材・木質材料

### [区分3] 調達排除に努める木材・木質材料

伐採時の合法性が確認できない木材・木質材料

## その他

- 取り組みの透明性を高めるために適正な情報開示を行います
- ステークホルダーと適切なコミュニケーションをとり、取り組みのレベルアップを図るため定期的にガイドラインの方針内容について見直しを図ります
- 本ガイドラインに適合する調達が確実に実施されるよう、取引先と協力してトレーサビリティの確保に努めます
- 本ガイドラインは、日本で木材・木質材料を調達する全ての事業場を対象とします

以上

(注1) 木材・木質材料とは商品そのものに使用するものを対象とし、個装や梱包、輸送補材などは対象外とする。また、紙については、「紙・印刷物グリーン購入ガイドライン」を適用するため、本ガイドラインの対象外とする

(注2) 二次利用材とは、主目的として木材利用を意図していない樹木のうち、信頼できる第三者機関が発行する証明書を有する木材のこと